**平成２３年（フ）第９２４号**
京都市伏見区中島河原田町118番地　サザンパークシティ城南208号
債務者　中村みどり
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１０７０号**
京都府宇治市宇治矢落14番地ライオンズマンション宇治第２―712号
債務者　竹内　　靖
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１１２３号**
京都市左京区田中上玄京町17番地６
債務者　静　　路子（旧姓徳野）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２８１号**
京都市伏見区京町大黒町137番地１　皆栄マンション305号
債務者　梅澤　平一
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第２３７号**
兵庫県加古川市平岡町高畑529番地の14
債務者　山口　明美
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第５１１号**
兵庫県加古川市尾上町池田293番地　丸勝荘８号
債務者　平山　廣勝
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第５２１号**
兵庫県姫路市北原551番地１　ラフィーネ102
債務者　藤井　寿知
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２３年（フ）第２４４号**
奈良県大和郡山市矢田町6449番地１　ウイングヒルズⅡ201号室
債務者　山根　邦彦
1　決定年月日時　平成23年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第４０２号**
奈良市桂木町11番206号
債務者　川端　正夫
1　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第７０７号**
広島市南区宇品海岸２丁目15番18号　坪島マンション２Ｆ
債務者　岩下工務店こと　岩下　政潮
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７３３号**
広島市安佐南区山本７丁目33番24号
債務者　渡邊　健一
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７６５号**
広島市安佐北区可部５丁目５番９―307号
債務者　藤岡　　一
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７６７号**
福岡県古賀市今の庄２丁目５番30号
債務者　安谷　繁男
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１０４３号**
福岡県筑紫野市湯町３丁目１番１―1403号
債務者　吉田　早苗
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１４１２号**
福岡県大野城市大城４丁目９番８号アーバンハイツ四王寺304号
債務者　岡山　紀子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１５７４号**
福岡市西区福重３丁目17番14―102号
債務者　高島　　彩（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１６０６号**
福岡市中央区地行３丁目26番８―205号
債務者　田端　正伸
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２３年（フ）第１６５５号**
福岡市東区唐原４丁目６番８―303号
債務者　古賀　理予
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部